

## 後志広域連合公告第2号

後志広域連合滞納管理システム導入に係る公募型プロポーザル手続き開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル参加表明書及び提案書の提出を要請する。

平成30年6月15日

後志広域連合長 山崎 一雄

### 1 概要

- (1) 件名 後志広域連合滞納管理システム賃貸借業務
- (2) 業務内容 町村税等の滞納管理システムを導入
- (3) 選定方式 公募型プロポーザル方式により提案書を求め、提案内容、提案価格、プレゼンテーション等の評価基準により評価・審査し、契約候補者を選定する。
- (4) 導入期間と賃貸借期間
  - ①システム導入期間 契約締結の翌日から平成31年2月28日まで
  - ②賃貸借期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (5) 見積限度額（賃貸借経費）

**金額10,990,080円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。**

※ (5)の金額は、平成30年度中の初期導入費、パッケージソフトのカスタマイズ及び現行システムからのデータ移行に係る経費を含む（現行システムからのデータ抽出作業は含まない）システム本体に係る経費、システム運用経費、システム運用に必要な全てのハードウェアをいい、これらをひとまとめに「賃貸借経費」という。その際、平成31年3月1日から平成36年2月29日までの賃貸借経費として見積額を算出すること。

また、保守についても、平成30年3月1日から平成36年2月29日までの「保守経費」として別途、見積額を算出すること。ここでいう「保守経費」とは、保守・危機管理体制及び保守点検費用（リース開始後、5年間の保守費用）のことをいう。

本システムに係る経費は、賃貸借経費及び保守経費とし、これ以外の経費は発生しないものとする。

### 2 本提案募集に関する問合せ先及び各種書類の提出先

後志広域連合税務課（担当：井原 典明）  
〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
後志合同庁舎車庫棟2階

TEL 0136-55-8011

FAX 0136-22-4466

E-mail : zeimu@shiribeshi-kouiki.jp

### 3 参加資格要件

プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。ただし、契約締結までの間に、以下の参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格条項に該当するものでないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 国税及び地方税等を滞納していない者であること。
- (4) 日本工業規格（JIS）Q15001「2006-個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に基づく基準に適合したプライバシーマーク付与事業者であること。
- (5) 平成30年度導入後志広域連合滞納管理システム仕様書及びシステム機能一覧表を稼働時に完全に満たすこと。  
 ※平成30年度導入後志広域連合滞納管理システム仕様書及びシステム機能一覧表については、後志広域連合より入手すること。
- (6) 本システムは税務情報という秘匿性の高い個人情報を扱うため、その保護のために次の条件を満たすこと。  
 ア 再委託の禁止  
 イ 本システム及びハードウェア等の保守についても、完全に自社（本プロポーザル提案業者自身）で行うこと。また、本システム内の個人情報を扱うことになるため、プログラム修正、アップデート等の作業においても完全に自社（本プロポーザル提案業者自身）で行うこと。外部SE等に委託することも禁止する。
- (7) 緊急時の保守作業に対し、速やかな対応が必要なことから迅速に対応が可能であること。

#### 4 全体スケジュール（予定）

平成30年6月15日（金）	プロポーザル実施の公告
平成30年7月2日（月） ～平成30年7月11日（水）	参加表明書の受付
平成30年7月13日（金）	業務提案書提出依頼
平成30年7月17日（火） ～平成30年7月20日（金）	業務提案書作成に要する質問受付期間
平成30年7月25日（水）	質問に関する回答日
平成30年7月27日（金） ～平成30年8月2日（木）	業務提案書提出期間
平成30年8月22日（水）	業務提案説明及びヒアリング日
平成30年8月22日（水）	評価選考会議
平成30年8月27日（月）	審査結果通知日
平成30年10月1日（月）	契約
平成31年3月1日（金）	賃貸借期間開始

※日程については、若干の変更があり得ます。

#### 5 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- ①提出書類
- (1)参加表明書（第1号様式）
  - (2)国税及び地方税等を滞納していない者である証明書類
  - (3)日本工業規格（JIS）Q15001「2006-個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に基づく基準に適合したプライバシーマーク付与事業者であることの証明

- ②提出部数 1部
- ③提出場所 後志広域連合税務課
- ④提出方法 持参または郵送（提出期限を厳守し、配達証明等により到着日時が確認できるようにすること）
- ⑤提出期間 平成30年7月2日（月）から平成30年7月11日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ⑥受付時間 午前9時00分～午後5時00分まで

## 6 質疑及び回答

質問がある場合は質問書を次のとおり提出すること。

- ①提出様式 第5号様式を使用すること。
- ②提出部数 1部
- ③提出場所 後志広域連合税務課
- ④提出方法 FAX（0136-22-4466）  
またはE-mail（zeimu@shiribeshi-kouiki.jp）  
ただし、受信確認を必ず行うこと。
- ⑤提出期間 平成30年7月17日（火）～7月20日（金）

※後志広域連合税務課からの回答について

平成30年7月25日（水）に回答書を提案書提出依頼者に  
FAXまたはE-mailで回答する。

## 7 提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、プロポーザルへの参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼について平成30年7月13日（金）にFAX及び郵送により通知する。

## 8 提案書等の提出

提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

- ①提出書類 提案書（第4号様式）
- ②提出部数 各10部 1）業者名表示あり  
2）業者名表示なし  
なお、「業者名表示なし」とする10部については審査の公平性を確保するため、提出書類中に業者名を一切記載しないで下さい。
- ③提出場所 後志広域連合
- ④提出方法 持参または郵送（提出期限を厳守し、配達証明等により到着日時が確認できるようにすること）
- ⑤提出期間 平成30年7月27日（金）から  
平成30年8月2日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ⑥受付時間 午前9時00分～午後5時00分まで

## 9 審査方法及び審査基準

### ①審査方法

- (1)プレゼンテーション及びデモンストレーションを受け、下記の評価基準に基づき評価する。
- (2)プレゼンテーション及びデモンストレーションは、平成30年8月22日（水）に実施予定であるが、時間、場所及び方法については、別途連絡する。
- (3)会場には、電源、机、椅子以外ありません。必要なものは各自用意すること。

## ②評価基準

### (1)提案書等の記載内容

後志広域連合滞納管理システム導入プロポーザル実施要綱及び平成30年度導入後志広域連合滞納管理システム仕様書、本募集実施説明書に基づく内容であること

### (2)業務計画に関する事項

- ア 提案の基本方針
- イ 事業の実施体制
- ウ 事業の実施スケジュール

### (3)システムに関する事項

- ア システム構築図
- イ システム構成の内容
- ウ 想定する機器の仕様、員数
- エ 各町村からのデータの引継ぎ
- オ 賃貸借費用
- カ 保守・危機管理体制及び保守点検費用（リース開始後、5年間の保守費用）
- キ 自治体及び広域的滞納整理組織（広域連合、滞納整理機構等）システム納入実績

## 10 契約について

選定委員会において受託予定者を決定後、その者と随意契約により賃貸借契約を締結する。受託予定者が受託契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受託予定者とし、その者と随意契約により賃貸借契約を締結する。受託候補者が1者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により賃貸借契約を締結する。

### 1.1 提案者の禁止行為及び提案無効に関する事項

次の事項に当てはまる場合は、提案を無効とする。

- (1) 参加資格者でない者がした提案
- (2) 業務提案書に記名押印のない提案
- (3) 一の参加資格者が複数の提案を行った場合
- (4) 複数の参加事業者が共同で作成した提案
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の提案
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合の提案

### 1.2 提案の著作権に関する事項

提案の著作権は、提案者に帰属するものとする。

### 1.3 提案に係る費用の負担に関する事項

提案や提出書類に関する費用は、提案者の負担とする。

### 1.4 その他

提出した書類については、提案者の都合による変更を認めない。  
また、返却しない。